

過酸化水素ガス滅菌装置の購入

仕 様 書

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

神奈川県立足柄上病院

1. 調達物品及び構成の内訳

過酸化水素ガス滅菌装置 1 式

<内訳>

過酸化水素ガス滅菌装置 1 台

搬入費・機器調整費 1 式

2. 設置場所・納入期限

(1) 設置場所 神奈川県立足柄上病院 3号館地下1階洗浄作業室

(2) 納入期限 令和5年3月31日(金)

3. 調達物品の基本的要求要件

(1) 機能及び技術等

物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という）の要求要件（以下「技術的要件」という）は、下記4に示すとおりである。

(2) 搬入・据付条件

ア 物品の搬入は協議の上、発注者が指定した日時及び方法により行うこと。

イ 搬入にあたっては発注者の指示に従い、患者の安全及びプライバシーに十分に注意し、作業すること。

ウ 据え付けに伴う付帯費用を含めて見積ること。

エ 搬入、据付に際し必要な養生を行うこと。また、建物及び物品に損害を生じた場合は、納入業者が事故の責任のもとに原状回復を行うこと。

(3) 物品の調整、稼働準備

ア 本物品が有効に稼働するために必要な調整について、受注者の負担により責任をもって行うこととし、発注者の業務に滞りなく使用可能であること。

イ 本物品導入の際には、最新の状態で納品すること。

ウ 本物品を使用する者に対し、導入時安全使用講習を行い、安全運用及び保守に必要な知識の説明及び指導を図ること。

エ 入札物品は納入後においても、安定稼働が確保されていること。

(5) 保守点検体制

ア 検収後1年以内に機器に発生した故障は、無償で保証すること。また、年2回の保守点検についても費用に含めること。

イ 本物品に必要な消耗品及び故障等の部品についての供給が納品後10年以上確保されていること。

ウ 本装置の障害発生後、修理部品の供給が迅速に対応できること。

エ 障害時における迅速な復旧対応のため、県内にエンジニアを常駐させ、障害の連絡から駆けつけが可能な体制が取れること。

オ 故障時の電話対応については、平日及び土日祝日、24 時間対応可能な体制ができること。

4. 調達物品の技術的要件

- 4-1 滅菌法は過酸化水素ガスプラズマ滅菌法であること。
- 4-2 装置の滅菌チャンバーの容量は 80L 以上あること。
- 4-3 55℃以下で低温滅菌処理を行えること。
- 4-4 標準滅菌工程が 60 分以内で終了すること。
- 4-5 使用される過酸化水素は滅菌剤が直接操作者に触れることのない設計であること。
- 4-6 滅菌チャンバー内の過酸化水素の量、温度、時間、圧力の異常時には自己診断機能により全工程において自動的に停止し、作業者に異常を報知する機能を有すること。
- 4-7 過酸化水素ガスプラズマ滅菌用生物学的インジケータおよび判定機との相互適正が明文化されたデータを持って確認されている装置であること。

5. その他

- (1) 入札機器のうち医療機器については、入札時点で医薬品医療機器等法に基づく医療機器の承認を得ている物品であること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項でも、技術上、機能上又は保守管理上必要なものが発生した場合は、事前に発注者と協議した後に滞りなく具備すること。
- (3) その他不明な点は、発注者と協議の上、実施すること。

以上